

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年2月22日（水）17:08～17:25
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

- 山本 和徳 個人情報保護委員会事務局参事官
- 吉田 拓野 厚生労働省医政局医療経営支援課課長補佐
- 山手 政伸 厚生労働省医政局総務課医療情報管理専門官
- 福田 悠平 経済産業省商務情報政策局生物化学産業課課長補佐
- 植木 貴之 経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課課長補佐
- 加藤 剛 総務省行政管理局管理官

<事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官
- 坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 ヘルスケア産業特区（八王子市）
 - 3 閉会
-

○事務局 お待たせしました。

個人情報保護委員会、厚生労働省、経済産業省、総務省ということで、4省庁に揃っていただいております。元々八王子市から昨年夏に御提案をいただいたヘルスケア産業特区について、一度提案者からのヒアリングは我々はさせていただいたのですけれども、そこについての御回答ということで、今回明示的に文書でも持ってきていただいておりますし、文書でなければ、この場で口頭で御説明をしていただければと考えております。

大きく二つあると考えておまして、一つ目は医療法の観点、もう一つは個人情報の保護に関する法律と、独法の方での個人情報の保護に関する法律がネックになっているとい

うことをございますので、その点についての回答ということで、それぞれ御説明いただければと考えておりますが、八田座長、どうぞよろしく願いいたします。

○八田座長 お忙しいところをいらしていただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、最初に、厚生労働省からお話しいただけますか。

○吉田課長補佐 まず、厚生労働省単独の方ですけれども、医療法人の附帯業務ということで、八王子市から色々と御提案をいただいているものとして、生活支援サービスですとか農場経営ですとか医療機関内施設の地域開放ですとか、そういったものの御提案をいただいているものと承知しています。

我々の最初の回答の中でも、無制限に実施可能とすることは適当ではないみたいな、そういう極めて冷たい回答をしてしまったのですけれども、基本的には、御案内のとおり厚生労働省も地域包括ケアというものを進めておりまして、医療だけではなくて、介護とかそういったものも含めて、コミュニティづくりですとかそういったものやっけていくということを旗印に掲げて進めていますので、基本的に附帯業務というのはかなり我々はこれまでも広めに解釈してやっけてきています。

そういった意味で、今回のものは生活支援サービスですとか買い物代行とかが例示でありましたし、農場経営というのも、例えば、リハビリテーションの一環としての農業とかそういった実際に収穫されたものは地域で販売していくということは当然考えられるものですから、そういったものはちゃんと附帯業務としてできるというか、附帯なのか本来業務なのかという、そもそもそれぐらいの議論としてきちんと整理したいと考えております。

そういった意味で、基本的に八王子市の御提案に関して、色々な業務というのは実現できる方向で考えていきたいと、今思っているところでありまして、差し支えなければ、八王子市と具体的にどういったことを考えておられるのかということをし御相談させていただいて、もし、そこで仮に本当に引っかかっているところがあれば、我々の方の附帯業務とか通知などで解釈をお示ししているのですけれども、そういったものも必要なところは見直すとかそういった形での対応を今後やっけていきたいと考えているというのが現状でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

八王子市の方からは、具体的な通知とか案文について、ここが障害になっていますという指摘はあるのですか。

○事務局 今お手元のこのA3の資料の中の元々先にお配りしていた方の中なのですけれども、この中に医療法の条文ですとか、後で出てくる個人情報保護法の方で条文とかということは書いてはいただいております。

○八田座長 分かりました。

ということは、ここについてもうちょっと具体的に、最初は事務局を通じて、向こうとどこが問題かということを決めるということですね。どうもありがとうございました。

それでは、個人情報保護委員会をお願いします。

○山本参事官 それでは、個人情報保護委員会事務局でございますけれども、八王子市からは、医療、ヘルスケアの関係での情報共有を民間の事業者と一緒にやっていきたいと。それについて、個人情報保護法ないしは独立行政法人の個人情報保護法が障害になっておるといふ御指摘になってございます。

これらにつきましては、この八王子市からの措置の内容の御提案としては、例えば、医療機関と守秘義務契約をした民間企業、研究機関に対してデータを共有できるようにしたいという記載があるわけなのですけれども、個人情報保護法も独立行政法人の個人情報保護法も基本的には御本人の同意を得ての個人情報の取得というのが原則になっておりますので、及び提供というのも基本的には個人の御本人の同意のもとでの提供というのが原則になってございます。

このあたりは、守秘義務を相手方に課しているからそれが緩和されるという性質のものでは実はございませんということなのですけれども、私どもはそれ以上に八王子市のところの記載の情報が薄いものですから、一応制度としてこれが実現できる道筋を二つほど書かせていただきました。

一つは、今冒頭に申し上げましたように、御本人の同意を得て、この民間事業者に対して研究機関の主体間の関係は必ずしも明らかではないですが、やりとりをしますということに御了解を得られれば、それは提供することができますというものが回答の1です。

回答の2として、これが学術研究目的で学術研究機関として対応しているような領域であれば、個人情報保護法は適用除外ですし、独立行政法人の個人情報保護法もそこは尊重するという形になっておりますので、御提供が可能です。

それであれば、御本人の同意という面は、この法律上は問題なくなるのですが、他方で、医学の研究については、倫理的な側面もありますので、これは厚生労働省以下、関係省庁で個人の御本人の同意を得て研究に御協力いただくというガイドラインを示していただいておりますので、そこの関係がございまして、この点につきましては、八代委員にも御対応いただいた規制改革会議でも議論させていただいていたところなのですけれども、これはできる限りリーズナブルに研究がむしろ後押しできるような当てはめというのを学術研究領域のガイドラインの当てはめについても、厚生労働省以下、考えていただくという流れになっております。

なので、その両方を御回答として書かせていただいたのですが、引き続き八王子市のところは、必ずしもまだ民間企業との関係で情報共有ができないと書いていただいているもの、ここは先ほどの事例と同じで、具体的にどのような関係主体間でどのような情報のやりとりかを聞かせていただいて、むしろ同意のもとなのか、研究のガイドラインに基づく対応ということなのか、当てはめを関係省庁で八王子市の御意向を伺いながら対応させていただくのがよいのではないかと考えてございます。

○八田座長 分かりました。

そしたら、今の学術のところにはかなり自由度を与えようという趣旨なのだけれども、

厚生労働省の方で、医学的なことに関しては、学術的なことであっても同意を取るような仕組みになっているのだと御説明があったのですけれども、その状況を詳しく説明していただけますか。

○山手専門官 すみません、直接の担当課ではないのですが、状況としましては、先ほど山本参事官から御説明もありましたとおり、個人情報保護法の適用が除外になるのだけでも、被験者の保護というのがありますので、そのために一定の倫理指針というものを厚生労働省と文部科学省と経済産業省と合同で検討して、新しいものを出そうとしているところなのですが、原則同意というところは被験者の保護というところがあるのですけれども、それがどうしても無理な場合みたいなものがあつたときには、例えば、オプトアウト的な、要は事後的な施行みたいなところでできるとか。

○八田座長 事後的ですか。

○山手専門官 要はオプトイン、オプトアウトの話があつて、最初に同意を取って、いいですよと言ってやればいいというのがオプトイン。オプトアウトというのは逆で、最初は特になくて、後で、やはり私の情報を使うのはやめてくださいみたいな意思の表示があつた場合には、抜けられるという方の手続もできるような形で、先ほどおっしゃっていただいたような、それぞれの場面に応じてリーズナブルに対応できるように、どうしても同意が困難だと、最初に同意を取ってくるのは困難な場合でも、対応が何段階かで可能な形で倫理指針も改正が進んでいて、もうすぐ多分出るのだと思います。

○八田座長 それはいつ頃の日程で出るのでしょうか。

○山手専門官 直接の担当課ではないのですが、近々と聞いています。すみません、そんなに何カ月もかかるという話ではなくて。

○八田座長 それは閣議決定ですか。

○山手専門官 そうではなくて、3省合同告示の形で、それは既に夏からずっと議論して、研究の方にも改正個人情報法の方にも支障が出ないような形で、似たような事情はやはり学術、アカデミアの方にもありましたので、そういったところはよく議論をして、パブリックコメントもして、要はアカデミアの方で支障が出ないような形のものということでまとまって、今法令的な手続をしていると聞いておりますけれども、もうすぐそういうものが出ると聞いております。

○八田座長 分かりました。

八代委員、これについては、八王子市に今のようなお話を伝えて、どう反応するかを聞くということ以外に、何かコメントはありますか。

○八代委員 前からの話なのですが、徹底的に名前も隠し、本人のプライバシーを守るという条件でも、このガイドラインはダメなのですよ。当然ながらですけれども。

○山本参事官 多分そこはまさに私どもも確認したい点でございまして、今八代委員がおっしゃったような特定の個人が分からないような情報になっている、例えば、Aさん、Bさんも出てこないような統計情動的なものであれば、それはもはや個人情報ではないので、

これは個人情報保護法の規制の外になるということになるのです。

○八田座長 個票データでもですか。個票データでも名前が隠してあればいいですか。

○山本参事官 そそもどういうデータかによって、名前は分からなくても、例えば、病名と地域とで分かってしまうみたいなものはケース・バイ・ケースなので、ここはどうしてもケース・バイ・ケースの判断が入ってまいります。

このあたりは、今厚生労働省が医療関係については主務大臣ということになり、改正法施行後は個人情報保護委員会が担当するという過渡期にはあるのですけれども、よく連携して私どもも対応しておりますので、その個別の事案をもう少し詳しく聞かせていただいて、それぞれに、先ほど厚生労働省からもあったような、リーズナブルな対応というものをアドバイスさせていただくということが一番建設的かと、私自身は受け止めております。

○八田座長 それでは、今おっしゃったことを受け止めると、基本的には、個人情報保護法では学術的な使用というのはできるだけできるようにしようとしていると。

ただ、それは個票についても、個人が特定できずに一種の匿名性が保たれるのならばいいということだ。さらには厚生労働省の方もそういう原則だ。

ただし、それは特定ができる可能性がある、そこは問題だと。現行のシステムはそういう解釈でよろしいですか。

○山本参事官 はい。もう一点だけ補足させていただくと、個票ベースです。○○さんのこういう病名というものが書いてあったものだったとしても、研究目的に使うことは許容されます。

○八田座長 それは個人情報保護法ではオーケーですね。

○山本参事官 はい。学術研究目的であればオーケーです。ただ、学術研究であったとしても、例えば、○○さんの名前は消しておこうとか、あとは、先ほど御説明のあった○○さん御本人の意思表示によってこの情報の利用をオーケーです、ダメですというところの機会はちゃんと設けようとか、そのあたりをガイドラインで学術研究上の対応に備えているという構図になります。

○八田座長 でも、匿名で、しかも、個人が実質的に特定できない状況で、それでも聞かないといけないというのも禁止する場合はありますか。

○山本参事官 それはないです。それは八田座長がおっしゃるように、個人が特定できないものであれば、それはもう特定の個人の権利利益から逃れたものになると思います。

○八田座長 特定できるときですね。

○山本参事官 はい。

○八田座長 分かりました。

事務局では何かこの点でありますか。

○藤原審議官 八田先生からまとめていただきましたけれども、今日の議論を受けて、また提案者の方に詳細をお聞きするというのを私どもの方からやらせていただくというのが、まずはファーストステップだと思います。

その後、回答次第ではありますけれども、まずは、それをお投げして御議論いただくのがいいのか。それから、直接にというよりも、これは非常に重要な御提案でもございますので、また場合によっては3者、こちらに提案者に来ていただいて、先生方の前で色々御議論の内容を詰めていただくというのもありだと思いますので、またそのあたりの方法は御相談申し上げたいと思います。

○八田座長 色々と前向きにやったださって、どうもありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。